

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年5月30日付け、〇〇局建第161号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人は、令和4年3月31日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、県道〇〇〇〇線の道路事業に関して、次の（1）から（3）までに列挙する公文書の開示請求を行った。

- （1）本事業における事業評価に関する文書
- （2）（1）に関する文書が無い場合、高規格岡山美作道路等で報告（再評価）が行われているのに、本県道事業の報告（再評価）が不要な事業とわかる文書
- （3）本事業の交通量1,700台の根拠

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、県道〇〇〇〇線の道路事業に関する（1）から（3）までに列挙する公文書と特定した上で、請求のあった公文書を非開示とする本件処分を行い、令和4年5月30日付けで審査請求人に通知した。

- （1）本事業における事業評価に関する文書
- （2）（1）に関する文書が無い場合、高規格岡山美作道路等で報告（再評価）が行われているのに、本県道事業の報告（再評価）が不要な事業とわかる文書
- （3）本事業の交通量1,700台の根拠

3 本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次表に掲げるものであった。

非開示部分	非開示理由
上記2（1）及び（2）	作成していないため存在しない。
上記2（3）	交通量1,700台とは計画交通量のことと考えられるが、交通量の算出根拠に係わる文書は過去に作成されたが、平成〇年度の詳細設計完了後には、事業上不要となった文書であり、保存年限の経過による廃棄処分を行ったため保有していない。

- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年8月30日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 5 実施機関は、条例第17条の規定により、令和4年12月12日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

文書はあるはずである。ないのであればその理由を記載した文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、上記第2の1の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

(1) 及び (2) について

事業の再評価に値する残業があるので、当然評価はされていると思っている。

再評価が不要な場合はその理由を記載して開示願いたい。

岡山県事業再評価システムでは「事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後既に長期間が経過している事業等の再評価を行い」とあり、本事業は昭和の終りごろ始まり、岡山県から情報公開された平成〇年〇月付け資料及び平成〇年〇月〇日分協議報告書のとおり再度設計を行ったものである。

当然再評価を行った後、事業を再開すべきであり、事業再評価は行っていると審査請求人は理解している。

再設計は〇〇～〇〇までの0.84km分である。

この事業は、計画が40年前であり、長い間中断もされていた。特に、〇〇工区は何もしておらず、衛星写真から見れば下は合っているだろうが、高さは違う。〇〇の取りつきも違う。全て違う。残事業としては全て残っている。このような状態の事業において、事業評価はすべきだと思う。

新たな設計、新たなルート、地権者もほとんど違うと思う。そのような事業において、事業評価をしないのは理解できない。当然あると思われるので、情報公開を求める。

(3) について

交通量は、本バイパス事業を行う根拠の1つであり、途中で1,700台に見直したということになっている。本事業について設計段階の事業の、また、この事業のために行った交通量予測事業についての成果品について、廃棄できる文書には当たらないと思う。

当事業を行うに当たって作成された文書であり、事業は現在進行中で、一部区間については、地元と計画について協議中のようなのである。よって、この文書は、現在

進行中の事業のための文書であるため、廃棄はできない文書である。

廃棄されたのなら、廃棄出来る〇〇局の文書根拠、廃棄文書一覧表等を開示願いたい。

〇〇〇〇線のバイパス事業の場合、一部区間について、事業地について地権者と協議中であり、そうした事業について、その関連事業についての文書の廃棄はできないものである。

関連文書を年限経過で廃棄すれば、事業中にもかかわらず過去が全てわからなくなる。これは行政への不信感につながる。

本事業でいえば、①主要構造物（ループ橋を有りから無しへ）、②勾配（８％から１１％へ）の変更について、資料をもって説明すらできない事態となっている。

バイパス等の道路事業の工期は、主な文書保存年限の５年以上かかることはよくあることである。それなのに、例えば、文書作成後５年で廃棄することは、行政の一貫性、継続性からいってあってはならないことである。住民と行政を結ぶ文書は、もっと大事に取り扱って欲しい。

廃棄するなら、少なくとも本バイパス事業が完成した後、文書の経過期間が経過した後であると理解している。

１，７００台の根拠（コンサルタント委託事業の成果品を含む。）の開示を願う。電子媒体での開示もできるのではないか。県が捨てたというのであれば、業者は持っているのではないか。

〇〇工区は完了だが、それ以外の〇〇の工区と〇〇の工区は継続中で、〇〇は設計までも変わっている。このような、事業が進んでいっている部分の、事業の基となる１，７００台の交通予測を廃棄したというのはどう考えてもおかしい。取っておくべきである。

当初について教えてほしいと言うと、「一切何もないのでわからない。作っていたか作っていなかったかもわからない。」と、これもまたよくわからない、こういう回答でいいのかどうかも啓示願いたい。

第４ 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、第２の１の項目ごとに、おおむね次のとおりである。

（１）及び（２）について

請求のあった公文書は、現在事業中の県道〇〇〇〇線の道路改築事業の事業評価の文書及び再評価が不要なことを記載した文書であると判断したが、こちらの路線では事業評価は行っておらず、また再評価が不要なことを記載した文書は作成しておらず、いずれも保有していないため非開示決定を行った。

（３）について

請求のあった公文書は、計画交通量１，７００台の根拠が判る文書として、計画交通量の算定を行った平成〇年度の委託業務成果報告書が該当すると判断したが、本業務の成果は、平成〇年度までの詳細設計業務に活用済みのため不要になった文書であり、保存年限の経過による廃棄処分により保有していないことから非開示決

定を行った。

なお、審査請求書において「廃棄されたのなら、廃棄出来る〇〇局の文書根拠、廃棄文書一覧表等を開示願いたい。」と開示請求を求めている点については、原処分に係る開示請求書において請求が行われていないため、原処分の当否を審査する本件審査請求において新たな文書の開示を求めることは失当と考える。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、県道〇〇〇〇線についての上記第2の1(1)から(3)までに列挙する公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

また、条例第11条は、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

(開示請求に対する決定等)

第11条 略

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。次項において同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 略

3 「不存在」との説明の妥当性について

(1) 県道〇〇〇〇線の道路事業の事業評価・再評価に関する文書

審査請求人の主張は次のようなものであった。

本事業は、計画が40年前であり、長い間中断もされていた。特に、〇〇工区は何もしておらず、設計も変更され、残事業としては全て残っている。このような状態の事業において、事業評価はすべきであり、事業評価に関する文書が存在するはずである。再評価が不要な場合は、その理由を記載した文書の開示を求める。

これに対し、実施機関は、次のように説明している。

当該路線に関しては事業評価・再評価は行われておらず、その判断について記録した文書も存在しない。

これらの主張を踏まえて審査したところ、県道〇〇〇〇線の道路事業について事業評価又は事業再評価の実施対象としての文書が作成されていないことについては、同一の審査請求人に係る答申行政第86号及び答申行政第90号の事案におい

て、審査会が既に審査したところであり、また当該案件の審査後において、この判断を変更すべき事情が生じたことをうかがわせるものは認められなかった。よって、当該文書は作成していないとの実施機関の説明については、不自然な点は認められない。

また、事業評価・再評価を不要と判断した文書が作成されていないことについても、答申行政第90号の事案において、審査会が既に審査したところであり、また当該案件の審査後において、この判断を変更すべき事情が生じたことをうかがわせるものは認められなかった。よって、事業評価又は再評価を必要としないとの判断についての記録を作成していないとの実施機関の説明についても、不自然な点は認められない。

(2) 本事業の交通量1, 700台の根拠となる文書

審査請求人は、交通量は、継続中の本バイパス事業を行う根拠の1つであり、廃棄できる文書には当たらない、廃棄されたのなら、開示請求に応じて復元すべきであると主張している。

これに対し、実施機関は、保存年限の経過により廃棄していると説明している。

これらの主張を踏まえて審査したところ、県道〇〇〇〇線の道路事業の計画交通量1, 700台の根拠が判る文書は、過去に作成されていたことは推認されるものの廃棄済みのため不存在であることについては、同一の審査請求人に係る答申行政第98号の事案において、審査会が既に審査したところであり、また、当該案件の審査後において、この判断を変更すべき事情が生じたことをうかがわせるものは認められなかった。よって、当該文書は不存在であるとの実施機関の説明が妥当性を欠いているとは認められない。

また、審査請求人が文書の復元等を求めている点については、同じ審査請求人の審査請求に係る答申行政第83号、答申行政第92号及び答申行政第98号の中で述べたとおり、公文書開示の手続においては、実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合に、条例がこれを復元等の方法により取得してまで開示する義務を実施機関に課しているとは認められない。

なお、当該文書のように、継続している事業の経緯に関する文書の一部が保存されていないとの実施機関の説明に関しては、今後の事業を執行する上で、計画の正当性の根拠となる数値の算出過程を検証する必要がある局面があり得ることを前提とすると、廃棄という判断の是非について疑念を生じないものではないが、その判断の是非の審査に関しては、審査会が付与された権能を超えるものである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年12月12日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年6月1日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和5年6月27日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和5年8月29日 (審査会第3回)	審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
令和5年9月28日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和5年10月20日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和6年2月26日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
木 下 和 朗	岡山大学大学院 法務研究科教授	
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。